

港湾における洋上風力発電の占用公募制度の 運用指針

平成28年7月策定

令和8年3月改訂

国土交通省 港湾局

目次

1. 総則.....	1
1-1. 趣旨.....	1
1-2. 本運用指針の目的.....	1
1-3. 本運用指針と既存マニュアル等との関係.....	2
1-4. 用語の定義.....	3
2. 公募.....	6
2-1. 公募占用指針の策定、公示等（法第37条の3）.....	6
2-1-1. 公募占用指針の策定（法第37条の3第1項）.....	6
2-1-2. 公募占用指針に定めるべき事項（法第37条の3第2項第1号～8号）.....	7
1)公募対象施設等の種類（法第37条の3第2項第1号）.....	7
2)港湾区域内の占用の区域（法第37条の3第2項第2号及び同条第3項）.....	7
3)占用の開始の時期（法第37条の3第2項第3号）.....	8
4)撤去に関する事項（法第37条の3第2項第4号）.....	9
5)認定の有効期間（法第37条の3第2項第5号及び同条第5項）.....	9
6)占用料の額の最低額（法第37条の3第2項第6号及び同条第6項）.....	9
7)占用予定者を選定するための評価の基準（法第37条の3第2項第7号及び同条第7項）.....	10
8)公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（法第37条の3第2項第8号）.....	14
2-1-3. 港湾に関する事項（法第37条の3第3項）.....	18
2-1-4. 公募占用指針の公示（法第37条の3第8項）.....	18
1)公示.....	18
2)公募占用指針に対する質問.....	19
3)公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示.....	19
2-2. 公募占用計画（法第37条の4）.....	20
2-2-1. 公募占用計画の記載事項（法第37条の4第2項）.....	20
1)占用の概要（法第37条の4第2項1号～3号）.....	21
2)洋上風力発電設備等の構造、施工計画等（法第37条の4第2項4号～8号）.....	21
3)財務状況（法第37条の4第2項9号～10号）.....	22
4)その他必要な事項（法第37条の4第2項11号）.....	22
2-2-2. 港湾に関する事項（法第37条の4第3項）.....	24
2-2-3. 公募占用計画の提出期間（法第37条の4第4項）.....	24
3. 占用予定者の選定、公募占用計画の認定.....	26
3-1. 占用予定者の選定（法第37条の5）.....	26
3-1-1. 公募占用計画の審査（法第37条の5第1項）.....	26
1)公募占用指針との適合性の審査（法第37条の5第1項第1号）.....	26
2)法第37条第2項に該当しない計画であることの審査（法第37条の5第1項第2号）.....	26
3)法第37条の5第1項第3号の国土交通省令への適合性の審査（法第37条の5第1項第3号）.....	26

4)公募占用計画の提出者の審査（法第37条の5第1項第4号）	31
3-1-2. 公募占用計画の評価、占用予定者の選定（法第37条の5第2項、第3項、第4項）	32
1)評価（法第37条の5第2項）	32
2)選定及び学識経験者の意見の聴取（法第37条の5第3項、第4項）	32
3)通知（法第37条の5第5項）	33
4)その他（占用予定者の辞退等）	33
3-2. 公募占用計画の認定（法第37条の6）	35
3-2-1. 公募占用計画の認定（法第37条の6第1項）	35
3-2-2. 認定の有効期間等の公示（法第37条の6第2項）	35
3-3. 認定公募占用計画の変更（法第37条の7）	36
3-3-1. 認定公募占用計画の変更（法第37条の7第1項）	36
3-3-2. 変更を認める場合の基準（法第37条の7第2項）	37
1)法第37条の5第1項第1～3号までに掲げる基準への適合（法第37条の7第2項1号）	37
2)公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第37条の7第2項2号）	38
3-3-3. 他の港湾管理者の意見の聴取（法第37条の7第3項）	39
3-3-4. 認定公募占用計画の変更内容の公示（法第37条の7第4項）	39
4. 占用公募を行った場合における占用許可	40
4-1. 認定計画提出者及び港湾管理者の義務（法第37条の8）	40
4-1-1. 認定計画提出者の責務（法第37条の8第1項）	40
4-1-2. 占用許可及び占用料（法第37条の8第2項、第3項）	40
1)占用許可（法第37条の8第2項）	40
2)占用料（法第37条の8第3項）	41
4-1-3. 認定計画提出者以外の占用の禁止（法第37条の8第1項）	42
4-2. 工事の実施等にあたっての許可（港湾法施行規則第3条の4）	43
4-2-1 工事の実施等にあたっての許可（港湾法施行規則第3条の4第4号）	43
5. 地位の承継、認定の取消	44
5-1. 地位の承継（法第37条の9）	44
5-1-1. 地位の承継（法第37条の9）	44
1)認定計画提出者の一般承継人（法第37条の9第1号）	44
2)洋上風力発電設備の所有権等を取得したもの（法第37条の9第2号）	44
5-2. 計画の認定の取消し（法第37条の10）	45
5-2-1. 認定の取消し（法第37条の10）	45
6. 罰則	47
6-1. 罰則（法第61条、法第62条）	47

1. 総則

1-1. 趣旨

平成 28 年当時、洋上風力発電の導入適地として港湾が有望視されるなか、港湾法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 45 号）が成立し、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号、以下「法」という。）において、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度（以下「占用公募制度」という。）が整備された。また、洋上風力発電の導入の更なる促進を図るため、港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第 68 号）により、洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾（法第 2 条の 4 第 1 項に規定された「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」のことをいい、以下「基地港湾」という。）における埠頭の貸付制度の創設や公募占用計画の認定の有効期間の延長（20 年間から 30 年間へ）がなされ、港湾法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 25 号）により、基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度（法第 55 条の 2 の 2 に規定する「利用調整協議会」のことをいう。）の創設等がなされた。この占用公募制度の活用により、適正な事業者の選定、選定事業者による洋上風力発電設備の設置や維持管理等の確実な実施、及び選定事業者の地位の明確化を図り、港湾における洋上風力発電の円滑な導入を図ることが重要である。

なお、本制度では、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる者を選定する旨規定されていることから、港湾の開発、利用及び保全との調和を図るとともに、洋上風力発電事業の着実かつ安定的な実施等に着眼して事業者を選定することが必要である。

1-2. 本運用指針の目的

占用公募制度により洋上風力発電の円滑な導入を進めようとする港湾管理者は、以下の手順を踏むこととなる。

- ① 港湾区域の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を策定・公示し、洋上風力発電の導入に伴う港湾区域の占用希望者を募集
 - ② 占用希望者から事業の準備段階から施設の撤去までの間を対象とした港湾区域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を受理
 - ③ 受理した当該計画を審査・評価し、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者（以下「占用予定者」という。）を選定
 - ④ 占用予定者が提出した公募占用計画を認定し、当該計画の有効期間（最長 30 年）、占用期間及び指定した港湾区域内の区域等を公示
- また、認定を受けた公募占用計画を提出した占用予定者（以下「認定計画提出者」

(第1章)

という。)については以下の義務が課せられるとともに、占用にかかる地位が与えられることとなる。

- ① 当該計画に従って洋上風力発電設備の設置及び維持管理を実施する義務
- ② 認定計画提出者が当該計画に基づき、法第 37 条第 1 項の占用の許可の申請した場合の占用の許可の付与
- ③ 港湾管理者により公示された占用期間内においては、認定計画提出者以外の者が公示された区域での占用の許可の申請をすることができなくなるため、認定計画提出者の占用許可を与えられる地位が脅かされるリスクが排除される。

本運用指針は、この占用公募制度により、港湾への洋上風力発電の円滑な導入に取り組む港湾管理者の参考となるよう作成したものであり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言となるものである。

なお、平成 28 年の改正港湾法の施行（平成 28 年 7 月 1 日）の時点で、既に洋上風力発電設備等が設置され、適切に利用されている区域について、当該占用の期間満了前に、あらかじめ既存の占用者から洋上風力発電設備等の占用更新の意向を確認したときには、占用許可の更新についてのこれまでの運用を踏まえ、当分の間、占用公募を実施しない取扱いとして差し支えない。

1-3. 本運用指針と既存マニュアル等との関係

港湾における洋上風力発電の円滑な導入にあたっては、平成 24 年 6 月公表の「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル」（以下「マニュアル」という。）をもって、導入適地の設定や事業者選定の公募を含む導入プロセスを示したが、公募については占用公募制度を用いることを基本とする。平成 27 年 3 月公表の「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」、令和 2 年 3 月公表の「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」、「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」（以下「技術ガイドライン等」という。）をもって、占用許可の審査の際の技術的な判断基準を示してきた。また、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号、以下、「海洋再エネ整備法」という。）に基づく、一般海域における占用公募制度の具体的な運用方針については、「一般海域における占用公募制度の運用指針」（以下「一般海域の運用指針」という。）に定めている。占用公募制度による港湾への洋上風力発電の導入にあたっては、マニュアルや技術ガイドライン等を参考に港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を位置付けた後、本運用指針を参考に導入手続きを進めることを基本とする。区域の位置づけにあたっては、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下「一般海域の区域指定ガイドライン」という。）も参考にできる。なお、マニュアル等を参考にすべき事項や一般海域の運用指針を参考にできる事項は、本運用指針にその旨記述している。

1-4. 用語の定義

(1) 港湾管理者

法第2章第1節の規定により設立された港務局又は法第33条の規定による地方公共団体をいう。

(2) 港湾区域

法第4条第4項又は第8項（これらの規定を第9条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む）の規定による同意又は届出があった水域をいう。

(3) 港湾計画

法第3条の3にもとづき、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画として定めたもの。

(4) 再生可能エネルギー源を利活用する区域

港湾管理者が、洋上風力発電設備が設置されても安全な船舶の航行や荷役等、現在及び将来の港湾の整備や運営に支障が生じないことを前提として、洋上風力発電設備の設置可能な範囲を適地として設定し、事前に水域利用者等との調整を図ったうえで港湾計画に位置付け、「港湾の管理運営と洋上風力発電設備が共生し得ると考える範囲」として明確化させた区域をいう。

(5) 洋上風力発電設備

ロータナセル・アセンブリ（RNA）、タワー、下部構造、基礎の各部からなる構造物を総称する。洋上風力発電設備等とは、洋上風力発電設備、洋上変電設備、観測塔、洋上風力発電に係る海底送電線及び通信ケーブル等（陸上にある変電施設設備、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を総称する。なお、洋上変電設備や観測塔など洋上に設置される構造物については、洋上風力発電設備の取扱を準用できる。

(6) SPC

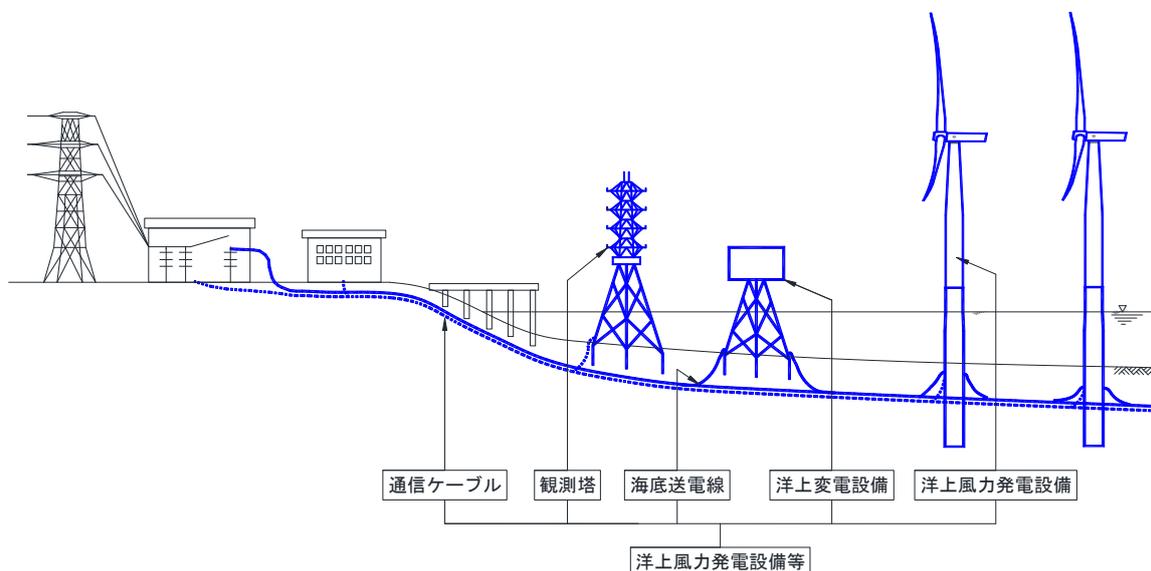
Special Purpose Company の略。特別目的会社と訳される。洋上風力発電事業では、ある特定の水域における洋上風力発電事業を営むことを目的とした会社で、出資者からの出資金と金融機関からプロジェクトファイナンス等により得た資金で、建設、運営等を行う会社のことをいう。

(7) 応募企業、コンソーシアム、代表企業、構成員及び協力企業

「応募企業」とは業務を実施する予定の単体企業、「コンソーシアム」とは複数の企業によって構成されるグループとする。コンソーシアムを構成する企業については「コンソーシアム構成員」という。応募企業又はコンソーシアム構成員は、SPCに出資して議決権付株式すべての割当てを受けるものを基本とする。

(第1章)

コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定める。代表企業はSPCの筆頭株主を基本とする。応募企業、コンソーシアム構成員の他に、建設及びO&Mに関して協力を求める企業については、「協力企業」という。



出典：洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説

図-1 洋上風力発電設備等

(8) 親会社、子会社

親会社とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。子会社とは、会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（会社法第2条）。

(9) LOI

Letter of Intent の略。関心表明書と訳される。本運用指針では、主に、金融機関が公募段階で応募企業または代表企業に対し融資の検討を実施することを約する文書として使用している。

(10) O&M

Operation & Maintenance の略。運転管理・維持管理を行う業務のこと。

(11) 事業費

事業費とは洋上風力発電事業の計画認定から建設までに必要となる調査設計費用、建設費用をいう。O&M、施設撤去等に関する費用は含まない。

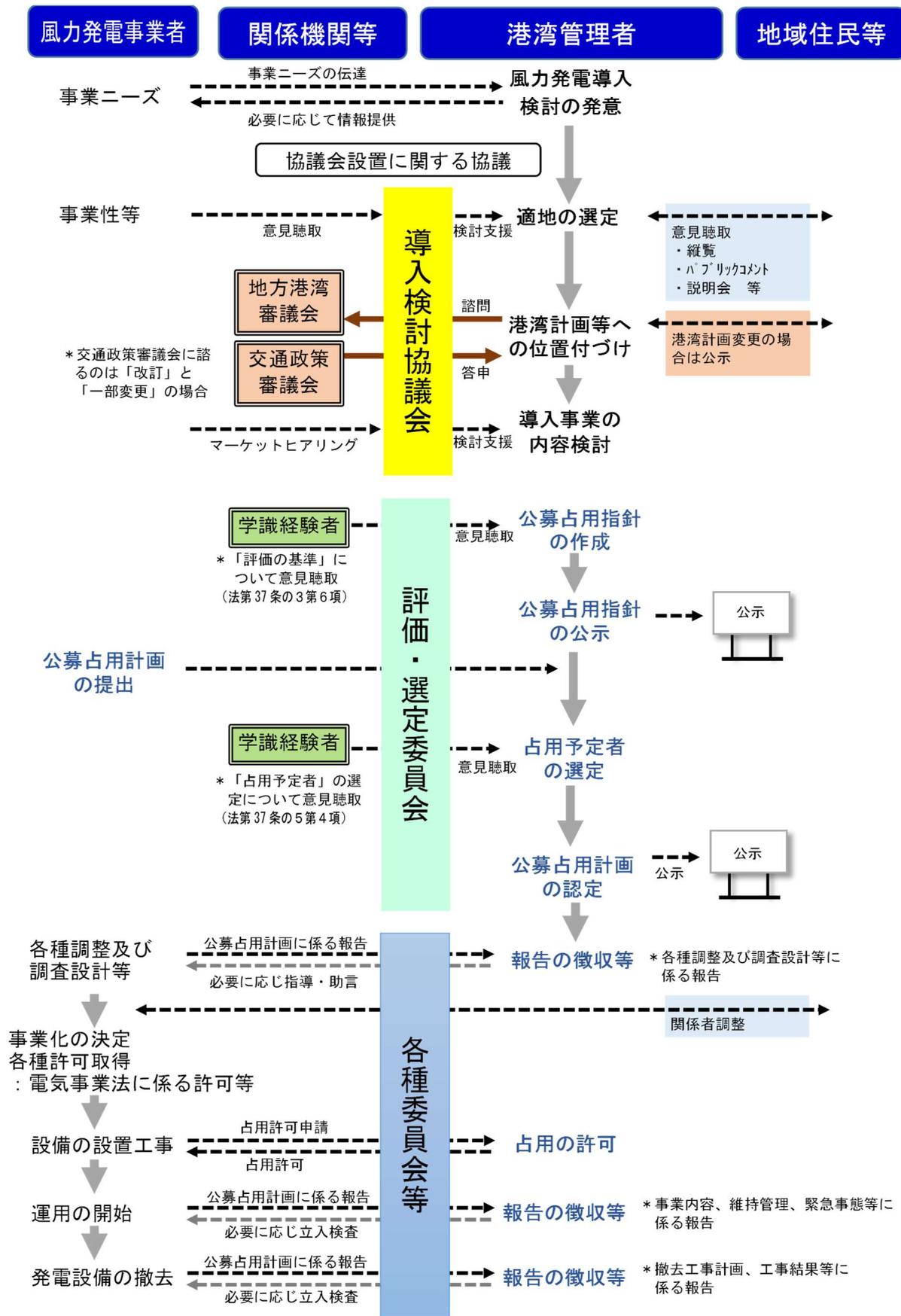


図-2 港湾における洋上風力発電の導入の手順

2. 公募

2-1. 公募占用指針の策定、公示等（法第37条の3）

港湾管理者は洋上風力発電の導入にあたり、法第37条の3の規定に基づき公募占用指針を定め、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切である者を公募により選定し、その者を港湾区域内の占用の許可の申請を行うことができる者として決定することができる。

2-1-1. 公募占用指針の策定（法第37条の3第1項）

港湾管理者において、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる場合は、公募占用指針を定め、公募により占用の許可の申請を行うことができる者を決定することができる。

港湾管理者は、占用公募制度により占用の許可の申請を行うことができる者として洋上風力発電事業者を決定しようとするときは、公募占用指針を策定し、洋上風力発電設備により港湾区域の占用を希望する者を募集するものとする。

公募占用指針に定める事項のうち、占用予定者を選定するための評価の基準の策定にあたっては、法第37条の3第6項の規定により、2名以上の学識経験者の意見を聴く必要がある。

港湾における洋上風力発電の円滑な導入にあたっては、船舶の航行安全や海岸保全といった陸域には無い更なる配慮事項が加わることとなり、当該港湾の様々な関係者との合意形成を図りながら進めることが必要である。そのため、マニュアルの第3章で示す関係機関や漁業関係者等の水域利用者で構成される「再生可能エネルギー導入検討協議会」（以下「協議会」という。）であらかじめ意見交換をすることなどにより、地域の意見にも配慮した公募手続きとすることも重要である。

具体的な公募選定過程については、学識経験者や地域の実情に詳しい有識者を含む評価・選定に係る委員会（以下「評価・選定委員会」という）を設置し、当該委員会による意見を踏まえたうえで、公募占用指針の策定を行うこととする。評価・選定委員会の設置、運営においては、公正かつ公平な場とする必要がある。

また、占用公募制度により占用予定者が選定された場合であっても、事業化を保証するものではなく、系統連係にかかる協議及び申込みや事業を進める上での関係者間調整は事業者が行うものであることを公募占用指針に示すことも必要と考えられる。

なお、港湾管理者は、公募の実施にあたり、談合等の不正が明らかになった場合には、公募を中止し、再度あらためて公募を行うものとする。

2-1-2. 公募占用指針に定めるべき事項（法第37条の3第2項第1号～8号）**1)公募対象施設等の種類**（法第37条の3第2項第1号）

長期間にわたり港湾区域内水域等を占用し、公共の利益の増進を図る上で有効であると認められ、占用希望者の競合が見込まれる施設等を公募対象施設等とする。

本運用指針において、公募対象施設等とは、洋上風力発電設備とする。

なお、洋上風力発電設備の設置に伴い必要となる海底送電線等については、洋上風力発電設備の設置工事の着手前までには、洋上風力発電設備の付帯設備として、公募占用計画へ記載するよう、選定された事業者に求めるものとする。

2)港湾区域内の占用の区域（法第37条の3第2項第2号及び同条第3項）

港湾管理者は、法第37条の3第3項の規定に基づき、港湾の開発、利用、保全又は管理上適切ではない区域を除き、洋上風力発電設備の導入が可能となる区域を定めることとする。当該区域を示す際には、その詳細が明らかとなるよう、公募占用指針に面積を記載するとともに位置図を添付することとする。

なお、法第37条の3第3項の規定により港湾の開発、利用、保全又は管理上適切ではない区域として、港湾法施行規則第3条の7で定める区域は、次のとおりである。

①水域施設の区域

水域施設は、船舶航行の用に供するための施設であり、水域施設の区域に洋上風力発電設備が設置されて長期間占用された場合、船舶の航行が阻害され、水域施設本来の機能に著しい支障を与えることが明確であるため、整備予定である区域も含め当該区域を洋上風力発電設備の導入が可能となる区域としてはならない。

②港湾計画に定める港湾施設（水域施設を除く。）の区域

洋上風力発電設備が設置されて長期間占用された場合、港湾計画に定める港湾施設の設置が不可能となり、港湾の開発、利用等を著しく阻害することとなるため、当該区域を洋上風力発電設備の導入が可能となる区域としてはならない。

③船舶の避難のため一時的に泊る区域として港湾計画に定められた区域

船舶の避難のため一時的に泊る区域として港湾計画に定められた区域に洋上風力発電設備が設置された場合、港湾の利用等に支障を及ぼすこととなるため、当該区域を洋上風力発電設備の導入が可能となる区域としてはならない。

④港湾広域防災区域

港湾広域防災区域においては、法第55条の3の2第7項に基づき、国土交通大臣は、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、物件等の収用等ができる。当該区域に洋上風力発電設備が設置された場合、広域災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあるため、当該区域を洋上風力発電設備

の導入が可能となる区域としてはならない。

⑤ 検疫法第8条第1項及び第2項の検疫区域

当該区域は、船舶が港湾へ入港する際の貨物や人の検疫を受けるための区域であり、公募により洋上風力発電設備が当該区域を長期間占用して、検疫区域としての機能に支障を及ぼすことは、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えることとなるため、当該区域を洋上風力発電設備の導入が可能となる区域としてはならない。

なお、洋上風力発電の導入にあたっては、マニュアルや技術ガイドライン等を参考にし、発電事業の採算性に配慮するとともに上記事項を踏まえて、港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を位置付けた後、当該区域を公募占用指針に定めることを基本とする。区域の位置付けにあたっては、一般海域の区域指定ガイドラインにおける促進区域の指定の基準や指定に係る手続きについても参考にされたい。また、電波法（昭和25年法律第131号）第102条の2に基づく伝搬障害防止区域にも留意されたい。

3) 占用の開始の時期（法第37条の3第2項第3号）

本運用指針では、公募占用計画の認定後に、洋上風力発電事業者が自ら洋上風力発電設備の設置のために必要な各種調整、風況や地盤等の各種調査、環境影響評価法に基づく調査・予測・評価及び施設の設計等（以下「各種調整及び調査設計等」という）を行うことを想定している。

そのため占用の開始の時期は、各種調整及び調査設計等に要する期間に左右され、公募時点で確定することができないが、他方これを設定しないと法が求める収支計画が策定できないため、占用の開始の予定時期を港湾管理者が想定として設定し、記載するものとする。

一般的には、公募占用計画の認定後に実施される各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する時間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『占用開始の時期は、認定から原則6年後とする』と記載することが考えられる。

また、占用開始時期は変動しうることを考慮し占用開始時期は「6年以内」といった幅をもった記載とすることも考えられるが、参加者が各種調整及び調査設計等にかかる期間を安易に見積り、占用開始時期を早期に設定した公募占用計画を提出した場合、収支計画等において公平な評価とならないおそれがあるため、公募占用計画の提出段階では、占用の開始時期は「認定から6年後」等、一定の時期に固定したほうが、評価条件が一定となり、公平な公募実施の面から望ましいと考えられる。

なお、占用の開始時期の設定にあたっては、地方自治体において環境調査を先行して実施しているなど各種調整及び調査設計等に要する期間が短縮できる場合が想定

されるため、占用公募の対象区域の状況に応じて適宜定められたい。

また、公募占用計画の認定後に実施される各種調整及び調査設計等によって占用開始時期が遅れることも想定されるため、やむを得ない事情と判断できる場合には公募占用計画の変更を認める等の対応が必要となる。

4)撤去に関する事項（法第37条の3第2項第4号）

洋上風力発電設備にかかる占用許可期間が満了した場合、撤去することが基本となるため、当該設備の撤去の方法や撤去に係る費用を売電収入等から積立てる計画を示す必要がある旨を公募占用指針に示しておくことが必要と考える。

なお、FIT/FIP 制度における廃棄等費用積立制度について、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び調達価格等算定委員会において議論されていることに留意されたい。

5)認定の有効期間（法第37条の3第2項第5号及び同条第5項）

洋上風力発電事業は、長期にわたる運転が想定されるとともに、各種調整等の準備についても一定程度の期間を要することが見込まれるため、当該占用に係る事業の安定性を確保する観点から法第37条の6第1項の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、法第37条の3第5項の規定を踏まえ、占用の期間を短期間に限る特段の事情がない限り30年と長く認めることが適当と考えられる。港湾管理者においても、長期にわたる港湾の占用を認めることにより、安定した事業継続による維持管理等の適切な実施が図られ、これにより、港湾の適切な利用、保全及び管理の確保に資する面があると考えられる。

なお、認定有効期間終了後における港湾区域の占用について、洋上風力発電設備の占用者から占用の許可の更新にかかる申請がなされた場合、占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法第37条第2項で定める規定に抵触しない限りにおいて、標準的な期間である最長10年の占用を許可することは法制度上妨げるものではない。また、一般海域の運用指針においては、漁業者など地元関係者の理解や安全性の確保等を前提に、公募占用計画の認定終了後も当該事業者が占用を希望する場合、原則として、海洋再エネ整備法第13条第1項に基づく許可を行うものとしており、一般海域と同様の対応を取ることが望ましい。

そのため、港湾管理者の判断により、認定有効期間の終了後においても、港湾の利用等に支障が生じないことが認められる場合は、占用を更新することが可能である旨を、あらかじめ公募時に示すことに差し支えはない。

6)占用料の額の最低額（法第37条の3第2項第6号及び同条第6項）

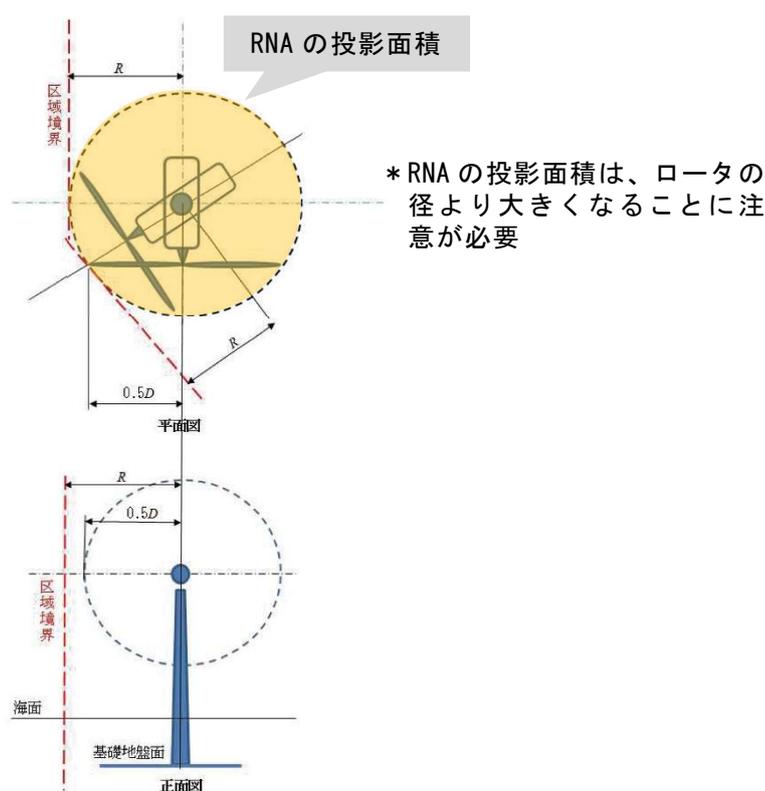
法第37条の3第6項の規定に基づき、占用料の額の最低額は、条例又は法第12条の2の規程で定める額（以下「条例等の額」という。）を下回ってはならず、公募対象

施設等の種類ごとの占用料の額及び単位（期間・数量）を記載することとする。

なお、認定計画提出者が占用時に支払うこととなる占用料の額は、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した占用料の額に洋上風力発電設備により占用する面積等を乗じた額となる。事業者が占用料の支払い総額を計算できるように以下を参考として計算方法を明示しておくことが望ましい。

また、条例等の改正により、認定公募占用計画に記載された占用料の額が条例等の額を下回るようになった場合は、条例等の額を適用することとなる。

なお、条例等の額を超える額を占用料の額の最低額とする場合は、港湾管理者においてその算定根拠をもち、必要に応じその根拠を提示することが必要と考えられる。



図－3 洋上風力発電設備における占用面積の考え方

7) 占用予定者を選定するための評価の基準（法第37条の3第2項第7号及び同条第7項）

(1) 評価の基準（法第37条の3第2項第7号）

港湾管理者は、港湾の機能を損なうことなく、洋上風力発電事業の着実かつ安定的な実施を通じて公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するため、公募占用計画の評価の基準を定め、公募占用指針に示すことが必要となる。

評価項目としては、法第37条の4第2項の規定に基づき公募占用計画に記載することが必須となる工事实施の方法や維持管理の方法、資金計画及び収支計画等のみな

らず、港湾管理者が各港湾の特性や実情に応じて公募占用計画に記載されるよう求めた事項のなかから、評価する項目を選択し、その旨を公募占用指針に記載することとする。

また、港湾管理者は各港湾の特性や地域の実情に応じて各評価項目の評価内容を定めるとともに、港湾は海上輸送と陸上輸送の結節点として機能することが重要であり、洋上風力発電事業者がこれに配慮して事業を実施し、洋上風力発電事業の着実かつ安定的な実施を通じて、公共の利益の増進を図ることが適切に評価されるよう、項目毎に点数配分をするなど可能な限り定量評価を行うこととし、その旨を公募占用指針に示すこととする。

＜評価の項目及び具体的な評価の内容＞

評価の項目及び評価内容は、下記を参考に、各港湾の特性や実情に応じて定めることが望ましい。また、マニュアルの3.5.3公募要件、3.5.4審査基準及びマニュアルにおいて活用する旨示している「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」(平成23年6月 国土交通省港湾局)の3(6)海岸保全区域への影響についても参照されたい。

① 事業の実施方針

下記の事項から事業の実施方針の適切性、妥当性、具体性を評価する。

- －参加目的、事業運営の基本的な考え方
- －事業全体のスケジュール及び進め方
- －建設着手等の判断基準、判断時期
- －O&Mの考え方
- －港湾の管理運営との共生の考え方
- －地域における社会受容性への配慮
- －事業撤退等に至ると想定されるリスクとその対処方針 等

② 事業実施体制

下記の事項から事業実施の確実性を評価する。

- －公募占用計画提出時の体制について
 - ：応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担
 - ：各種調整及び調査設計段階での体制、人的資源の配置
 - ：各企業の役割に応じた実績（国内における風力発電事業の実績、洋上風力発電事業の実績、海洋構造物の建設実績等。応募企業又は代表企業に国内における風力発電事業の実績(出資するSPCの実績含む)があることが望ましい。)
- －事業実施時の体制について
 - ：SPC等事業会社の発電事業開始時に想定される資本金額(以下「資本金額」という。)、応募企業又は代表企業及びその他構成員等の

出資比率（事業実施の安定性の観点から代表企業の出資比率は議決権付株式の1/3超で、事業終了までの間これを維持することが望ましい。）

- : 事業期間中の株式の保有方針（出資比率変更、売却等）、事業実施の方法（SPCと出資者との関係等）
- : 想定される役員構成、主たる役員の実績、本社所在地
- : 洋上風力発電設備のO&Mの体制 等

－資金調達体制について

- : 想定している資金調達方法（プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、自己資金等）
- : 格付け機関による応募企業又は代表企業の格付け
- : 応募企業又はコンソーシアム構成員の財務状況
- : 応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計
- : 金融機関（幹事金融機関）のLOI等
- : 格付け機関による金融機関の格付け
- : 金融機関の自己資本比率等
- : 融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関の国内でのプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績

③ 計画内容の具体性、実現可能性

下記の事項から事業計画内容の具体性及び実現可能性について評価する。

- －全体スケジュール
- －計画認定から建設開始までに必要な各種調整及び調査設計に係る計画
- －施工計画（「港湾工事安全施工指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会国土交通省港湾局監修）等への準拠）
- －発電事業に係る計画（施設配置計画、発電施設の構造・諸元、発電量の予定、並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく工事計画届出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（昭和23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく認定や系統接続等の手続に関する計画）
- －維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保
- －撤去の方法
- －計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容
- －公募占用計画の変更を想定している場合、その時期及び変更に関する考え方

④ 港湾の開発、利用及び保全への配慮

下記の事項から港湾の開発、利用及び保全への配慮が十分行われる計画となっているか評価する。

- － 占用許可条件への対応
- － 計画認定後に実施する各種調整及び調査設計等に関する港湾管理者への報告の実施回数、内容
- － その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮

⑤ 占用料の額、資金計画、収支計画

以下の資料から占用料の額、資金計画、収支計画の確実性、前提・内容の妥当性を評価する。なお、評価対象となるのは、あくまで認定有効期間内の収支計画等となるが、再エネ特措法に定める調達期間に沿った収支計画等を参考資料として提出することは差し支えないものとする。

- － 占用料の額
- － 資金計画
 - ： 事業費
 - ： 資本金額、出資者、出資比率、発行株式の種類及び発行条件
 - ： 借入額、借入の形式、金利、想定する金融機関等
 - ： 債権を発行する場合はその種類及び発行条件
 - ： キャッシュフロー計算書
- － 収支計画
 - ： 調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益計算書
 - ： 内部収益率（IRR）

⑥ 港湾、地域への貢献

下記のような貢献のあり方が考えられ、各事業者の提案ごとに個別に評価する。

- － 港湾への常時又は非常時の電力供給 等
- － 建設時・運営時の地元雇用、資機材調達、関連企業誘致、漁礁としての機能、地元観光への貢献 等
- － その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施等

(2) 学識経験者からの意見の聴取（法第37条の3第7項）

評価の基準を定めようとするときは、法第37条の3第7項の規定に基づき2人以上の学識経験者の意見を聴取することとする。意見の聴取にあたっては、評価・選定委員会を設置して行うことが望ましい。また、設置にあたっては、提出された公募占用計画を適切に評価できるよう必要な分野の専門家で構成することが望ましい。構成員としては、再生可能エネルギー分野、港湾計画分野、環境分野、経営・財務分野、その他必要に応じて電気・機械・海岸等の工学分野等に関する専門家、地元有識者、

港湾の関係者等が想定される。

なお、評価・選定委員会については公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2項第2号イ及びロ、第5条第2項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることができる。

但し、3-1-2.の3)通知の項に示すように、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由については公表するものとする。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 （略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三～四 （略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

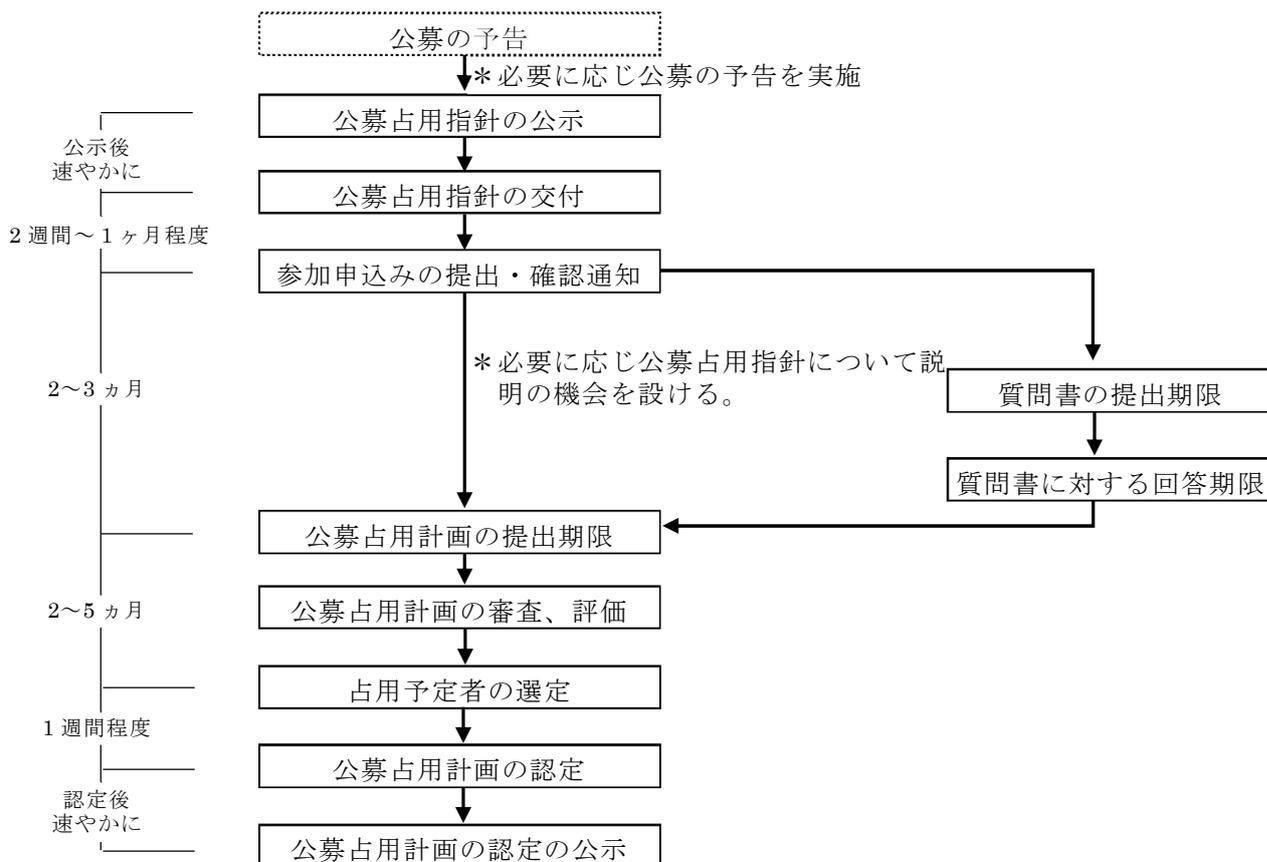
六 （略）

8)公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（法第37条の3第2項第8号）

公募への参加資格や公募占用計画に記載すべき事項、審査基準、公募占用計画の提出方法及び提出期限等公募の実施にあたって必要となる事項、並びに認定に至るまでの手続きや公募占用計画の変更等認定後に必要となる事項について記載するものとする。

また、占用許可に付す条件として想定される主なものをあらかじめ明らかにしておくほか、公募参加者間の競争条件を揃える観点から、港湾管理者が提供可能な情報の記載、また、必要に応じて想定する事業規模を記載するものとする。

なお、占用公募制度における公募から認定までの手続きの流れを図-4にて示す。



図—4 占用公募制度における公募から認定までの手続きの流れ

i) 公募への参加資格

原則として各港湾管理者の契約関連規則等を参考に定めることになる。地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加制限規定）の規定、会社の法的整理（破産法、民事再生法及び会社更生法関連）に関する規定、暴力団排除条例等の暴力団の影響排除に関する規定、市町村・都道府県民税等滞納事業者の応募資格制限等に関する規定を踏まえて、設定するものとする。

また、参加資格の確認にあたっては、上記に加え応募企業、代表企業又は予定するコンソーシアム構成員の風力発電所の運営の実績（出資するSPCの実績含む）について下記の事項を確認することを基本とする。

- ・ 名称、所在地、発電規模、当該発電事業における立場・役割 等

ii) 公募占用計画に記載すべき事項

公募占用計画に記載すべき事項は、法第37条の4第2項に記載の事項とするが同条第2項第11号の規定により港湾法施行規則第3条の9第3項で規定する、その他

港湾管理者が必要と認める事項を含め、必要と考えられる事項について「3-2. 公募占用計画」に記載しているため、これを参照することができる。

また、法第37条の10第1項で、不正な手段等により計画の承認を受けた場合を除き、認定計画者が認定公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしていない場合のみ当該計画の認定を取消することができる旨規定されている。この規定を踏まえ、港湾管理者は、洋上風力発電事業者に求める事項を公募占用指針に記載し、公募占用計画に記載、反映するよう求める必要がある。

なお、公募占用計画の提出にあたっては、以下の点に留意して、提出書類の冒頭に公募参加者の概要を示す書面を添付することを求める必要がある。

- ①公募参加者は、応募企業又はコンソーシアム構成員並びに協力企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。なお、協力企業とは元請契約を予定している者とする。
- ②コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表企業を定めるとともに、コンソーシアム構成員は委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③応募企業又はコンソーシアム構成員は、SPCに出資して議決権付株式すべての割当てを受けることを基本とする。
- ④公募占用計画の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

iii) 法第37条の5第1項第1号に係る審査基準

法第37条の5第1項第1号に基づく審査では、公募占用指針に照らし適切であることを審査することとなっている。

占用公募により選定される占用予定者は、港湾の機能を損なうことなく、洋上風力発電事業の着実かつ安定的な実施を通じ公共の利益の増進を図る上で適切な者であることが必要である。そのため、例えば、公募占用計画が公募占用指針で示した目的や区域等と適合していること及び記載すべき事項が示されていること並びに事業者の十分な実績等が示されていること及び、認定期間中の建設・運用の確実性が提出された客観的な資料により十分見込めること等が必要と考えられる。

審査基準としては、例えば、下記の事項が考えられる。洋上風力発電事業は長期間にわたる大規模な事業であり高度な技術を要することから、応募企業又はコンソーシアム構成員及び協力企業、想定する金融機関に求める実績、資金調達能力については具体的に示し、参加希望者の参加の判断基準を示すことが望ましい。

・技術力の審査基準

- －応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらが出資するSPCの風力発電の運営実績があること
- －応募企業、コンソーシアム構成員、それらが出資するSPC、又は協力

企業の海洋構造物の建設実績があること 等

・資金調達能力の審査基準

- 一 応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらの親会社の純資産額の合計が事業費を上回ることを基本とする。
- 一 想定する金融機関のプロジェクトファイナンス等の融資実績、LOI等の添付があること 等

iv) 占用の許可条件

港湾区域等の占有を許可する際には、法第60条の2に基づき、港湾管理者において地域の事情に応じ種々の許可条件を条例等に規定し、その条件を附している場合があるが、占有公募制度の下では、事業者が公募占有計画に記載する各種計画の策定、収支計算を行うにあたり、許可条件が前提となることから、あらかじめ公募占有指針に記載しておくことが望ましい。

なお、本条件の設定にあたっては、占有の許可を受けた者に対し不当な義務を課することとなるものではあってはならないことに留意することが必要である。

洋上風力発電設備の設置・運営にあたり占有を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられる。

- ・台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・技術ガイドライン等に則って、設置及び維持管理を実施すること。
- ・公募占有計画の履行状況等に関する報告を定期的実施すること。
- ・港湾の開発、利用及び保全の観点から公益上やむを得ない事情が生じたことにより港湾管理者から要請があった場合、認定公募占有計画の修正について、港湾管理者と協議すること。 等

【参考条文】

・法第60条の2で規定する許可の条件に係る規定は以下の通り。

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（許可の条件）

第六十条の二 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の規定による許可には、必要な条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであってはならない。

v) 提供情報

想定される提供情報の事例を以下に示す。提供にあたっては、その情報を取得できる場所、ホームページ等について示すことが望ましい。なお、その他の提供情報につ

いては、マニュアルの「3. 3 風力発電事業者への情報提供」を参照することができる。

- － 気象、海象、地盤調査結果
- － 航跡図、漁業権図、海底ケーブル等の設置位置図
- － ○○港港湾計画 等

vi) 事業規模

公募する洋上風力発電の導入規模については、定格出力と基数の組合せは事業性を含む風力発電事業者の創意工夫の余地が大きい部分であるため、風力発電事業者の提案に委ねることが適切と考えられるが、その場合においても、航路・泊地・錨地に設定された水域と洋上風力発電設備との離隔距離の確保、景観への影響及び空港が近い場合の高さ制限等、ガイドラインを参考に考慮する必要がある。なお、公募する洋上風力発電設備の導入規模を示す場合には、導入規模（定格出力・基数）を指定する方式又は上限を定めて風力発電事業者に提案を求める方式が考えられる。各港湾の自然条件・社会的条件に応じて適切に定められるとともに、系統連系の状況等により電力系統の受入に制約が明らかになっている場合には発電量について一定の上限を設けることも適切と考えられる。

vii) 公募占用計画の認定の取消し等がなされた際の手続等について

公募占用計画の認定の取消し等がなされた際の、再度公募を行う場合の手続や当該取消しを受けた事業者のその後の占用公募への参加資格等について、あらかじめ公募占用指針に記載しておくことが望ましい。

2-1-3. 港湾に関する事項（法第37条の3第3項）

公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たって留意すべき港湾の利用に関する事項を公募占用指針において定めなければならない。

2-1-4. 公募占用指針の公示（法第37条の3第8項）

1) 公示

港湾管理者は、公募占用指針を策定した場合には、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを公示する。公募占用指針の公示期間は公募占用計画の提出期限までとする。また、公募占用指針は、公示後速やかに交付を開始することとし、公示期間終了の前日まで交付することとする。なお、公募占用指針の交付期間、交付場所及び交付方法、並びに公募占用計画の提出期限、提出場所及び提出方法を公募占用指針の公示において明らかにするものとする。なお、洋上風力発電の公募占用計画の策定にあたっては、各種調査、事業実施体制の構築も含め相当の期間を要すると見込まれるので、公平な公募を実施する観点から、公募占用指針の公示前に、公募占用計画の締め切りを予定する時期の4～6ヶ月前に公募の予告を実

施して差し支えない。その際、港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」が位置付けられていることが望ましい。

2)公募占用指針に対する質問

港湾管理者は、参加登録の申込みを行った者から、公募占用指針に関する質問を書面で受け付けることとし、その旨及び次に掲げる事項を公募占用指針において明らかにするものとする。

- ①質問書の提出先
- ②質問書の提出期間
- ③質問書に対する回答の共有方法

質問への回答は、参加登録の申込みを行った者すべてに共有するものとする。また、港湾管理者は質問等の状況に鑑みて、必要に応じて、参加登録の申込みを行った者を対象に公募占用指針の説明の機会を設けるものとする。

3)公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公示後の公募占用指針の変更又は取消しは、原則として避けるべきである。例えば、災害等により港湾の状況が変化し、公募占用指針に示した占用の区域に公募対象施設等を設置することにより港湾の開発、利用及び保全に支障を生じることになるなど、やむを得ない事情である場合を除き、変更又は取消しを行うことは避けるべきである。

変更又は取消しを行った場合には、遅滞なくこれを公示するとともに、変更した場合は、公募占用指針を策定した場合に準じ、十分な公示期間や公募占用計画の策定期間に配慮してこれを公示するものとする。

【条文】

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（公募対象施設等の公募占用指針）

第三十七条の三 港湾管理者は、第三十七条第一項の許可（長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占用に係るものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物（以下「公募対象施設等」という。）について、港湾区域内水域等の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公募占用指針の対象とする公募対象施設等の種類

- 二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の区域
 - 三 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の開始の時期
 - 四 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去に関する事項
 - 五 第三十七条の六第一項の認定の有効期間
 - 六 占用料の額の最低額
 - 七 占用予定者を選定するための評価の基準
 - 八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの（次条第三項において「再生可能エネルギー源利用施設等」という。）を含む場合における公募占用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならない。
- 4 前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めないのでとする。
- 5 第二項第五号の有効期間は、三十年を超えないものとする。
- 6 第二項第六号の占用料の額の最低額は、第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定める額を下回つてはならないものとする。
- 7 港湾管理者は、第二項第七号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 8 港湾管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

2-2. 公募占用計画（法第37条の4）

港湾管理者は、公募占用指針に従つて、占用希望者から公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、占用の概要（占用の目的等）、洋上風力発電設備の構造、施工計画等（工事や維持管理の方法等）及び財務状況（資金計画、収支計画）に加え、事業実施体制等の記載を求めることとする。

2-2-1. 公募占用計画の記載事項（法第37条の4第2項）

港湾管理者は、公募占用指針に従つて、占用希望者から公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、法第37条の4第2項に基づき、次に掲げる事項の記載を求めることとする。

なお、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることで差し支えないが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実

施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出する旨記載するよう求めるものとする。

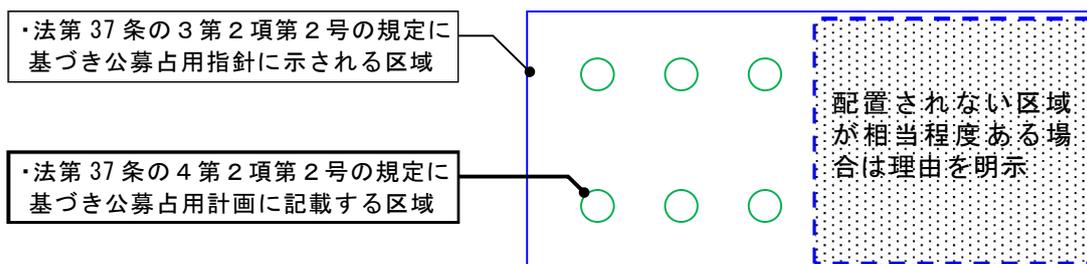
1) 占用の概要 (法第37条の4第2項1号～3号)

① 港湾区域の占用の目的

－公募占用指針で示した内容を踏まえた記載を求める。

② 港湾区域の占用の区域

－公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される洋上風力発電設備の配置場所の記載を求めるものとする。なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、洋上風力発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意することが必要である。また、事業者が提示した洋上風力発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。



図—5 法第37条の4第2項第2号に基づく占用の区域等のイメージ

③ 港湾区域内水域等の占用の期間

－公募占用指針に示された占用の開始時期から認定の有効期間内を基本として記載を求めるものとする。なお、占用の期間について公募占用指針に示された開始時期より早期に占用を開始する場合や、早期に占用を終了する場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。

2) 洋上風力発電設備等の構造、施工計画等 (法第37条の4第2項4号～8号)

① 公募対象施設等の構造

－構造の概略（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料を基本とする。

② 工事実施の方法

－工事の施工計画の概略が把握できる資料を基本とする。

③ 工事の時期

－概略の工事の工程が把握できる資料を基本とする。

④ 公募対象施設等の維持管理の方法

－維持管理計画の概略が把握できる資料を基本とする。

- ⑤港湾区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占有をしないこととなった場合における当該公募対象施設等の撤去の方法
- －撤去方法の概略が把握できる資料を基本とする。

3)財務状況 (法第37条の4第2項9号～10号)

①占用料の額

－収支計画の前提とした占用料の額を記載するものとする。

②資金計画及び収支計画

－資金計画

- ：事業費、資本金額、出資者、出資比率
- ：借入額、借入の形式、金利、想定する金融機関等
- ：債権を発行する場合はその種類及び発行条件
- ：キャッシュフロー計算書

－収支計画

- ：調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益計算書
- ：内部収益率（IRR）

4)その他必要な事項 (法第37条の4第2項11号)

港湾法施行規則第3条の9において具体的に掲げる事項のほか、法第37条の3第2項第7号に基づく評価を実施するに当たって必要な事項として、以下のi)からvi)に掲げる事項について、公募占用計画に記載を求めることを基本とする。なお、氏名に関しては、旧氏の併記も認める。

i) 事業の実施方針

- ：事業運営の基本的考え方、事業全体のスケジュール及び進め方、建設着手の判断基準、O&M実施の考え方や体制、港湾の管理運営との共生、地域における社会受容性への配慮、想定されるリスクと対応方針等

ii) 事業実施体制

- ：公募占用計画提出時の体制について
 - －応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担
 - －各種調整及び調査設計段階での体制、人的資源の配置
 - －各企業の役割に応じた実績（風力発電事業の実績、海洋構造物の建設実績等。）
- ：事業実施時の体制について
 - －SPC等事業会社の発電事業開始時に想定される資本金額（以下

- 「資本金額」という)、応募企業又は代表企業及びその他構成員等の出資比率
- －事業期間中の株式保有の方針（出資比率変更、売却等）、事業実施体制・意思決定機構の方針
 - －想定される役員構成、主たる役員の経歴、本社所在地
 - －洋上風力発電設備のO&Mの体制 等
- ：資金調達の体制について
- －想定している資金調達方法（プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、自己資金等）
 - －格付け機関による応募企業又は代表企業の格付け
 - －応募企業又はコンソーシアム構成員の財務状況
 - －応募企業、代表企業及びその他の構成員又はそれらの親会社の純資産の合計
 - －金融機関（幹事金融機関）のLOI等
 - －格付け機関による金融機関の格付け
 - －金融機関の自己資本比率等
 - －融資方法、融資必要額に対応した想定する金融機関のプロジェクトファイナンス又はコーポレートファイナンスの実績
- iii) 発電事業及び緊急時対応等に係る各種計画
- ：全体スケジュール
 - ：計画認定から建設開始までに必要な各種調査・協議・調整に係る計画
 - ：施工計画
 - ：発電事業に係る計画（施設配置計画、発電施設の構造・諸元、発電量の予定、並びに電気事業法に基づく工事計画届出、再エネ特措法に基づく認定や系統接続等の手続）
 - ：維持管理計画、緊急時対応計画、事故等に備えた保険の付保
 - ：公募占用計画の履行状況に係る報告の実施回数、内容
 - ：公募占用計画の変更の時期、考え方
- iv) 港湾の開発、利用及び保全への配慮事項
- ：占用許可条件への対応
 - ：計画認定後に実施する各種自然条件調査や関係者との各種調整の結果等に関する港湾管理者への報告
 - ：その他港湾物流、安全・安心、港湾環境、港湾空間の創造・管理、港湾の各種政策・事業実施への配慮
- v) 港湾、地域への貢献に関する考え方
- ：港湾への常時又は非常時の電力供給 等
 - ：建設時・運営時の地元雇用、資機材調達、関連企業誘致、漁礁、地元観光への貢献 等

:その他洋上風力発電に係る市民等が参加可能な各種プログラムの実施等

vi) 当該発電設備を設置する水域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報の管理に関する事項

:情報の管理体制 等

なお、洋上風力発電事業者に非常時における電力供給の提案を求め、その提案を採用した場合は、港湾管理者と事業者との間で非常時における電力供給に関する災害協定を締結して、具体的な事項を定めることが必要と考えられる。

また、一般海域の運用指針を参考に、遵守すべき事項について宣誓書の添付を求めてもよい。公募占用計画に従って事業を実施するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3及び第19条の5に基づき、適正な請負代金及び工期を設定し、工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合には、同法第20条の2に基づき、適切に対応することを遵守する必要がある。

2-2-2. 港湾に関する事項（法第37条の4第3項）

公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たって留意すべき港湾の利用に関する事項の記載を求めることとする

2-2-3. 公募占用計画の提出期間（法第37条の4第4項）

公募占用計画の提出期限は、公募占用指針を公示した日の翌日から2～3ヶ月以上の期間をとって設定することを基本とする。提出期限までに港湾管理者が指定する提出場所に到達しなかった公募占用計画は受理しないこととし、それらの旨及び提出場所を公募占用指針に記載するものとする。

【条文】

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（公募占用計画の提出）

第三十七条の四 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、その公募占用計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを港湾管理者に提出することができる。

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 港湾区域内水域等の占用の目的
- 二 港湾区域内水域等の占用の区域
- 三 港湾区域内水域等の占用の期間
- 四 公募対象施設等の構造
- 五 工事実施の方法

- 六 工事の時期
 - 七 当該公募対象施設等の維持管理の方法
 - 八 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去の方法
 - 九 占用料の額
 - 十 資金計画及び収支計画
 - 十一 その他国土交通省令で定める事項
- 3 設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等である場合における公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項を記載しなければならない。
- 4 公募占用計画の提出は、港湾管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

○港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）（抄）

（公募占用計画の記載事項）

第三条の九 法第三十七条の四第二項第十一号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占有しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項
- 二 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占有しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項
- 三 その他港湾管理者が必要と認める事項

3. 占用予定者の選定、公募占用計画の認定

3-1. 占用予定者の選定 (法第37条の5)

占用予定者の選定は、港湾管理者が法第37条の5第1項に基づきすべての公募占用計画の審査を行い、次に第1項の審査を通過した計画について法第37条の5第2項に基づき評価を行う2段階で実施する。なお、選定にあたっては、洋上風力発電事の導入が港湾の開発、利用及び保全と調和するとともに、着実かつ安定的な事業の実施をもって公共の利益の増進となるように留意することが必要である。

特に、洋上風力発電事業は、長期間にわたる事業であり大規模かつ高度な技術を要することから事業を完遂し、且つ港湾機能を損なうこととならないよう、事業者の事業の実施能力及び確実な実施体制に留意し選定を行うものとする。

3-1-1. 公募占用計画の審査 (法第37条の5第1項)

第1段階目の審査では、法第37条の5第1項に基づき下記1)~4)の4点について審査を行うものとする。なお、審査にあたり、計画の内容を確認するため追加資料の提出を求めることに差し支えはない。

1)公募占用指針との適合性の審査 (法第37条の5第1項第1号)

当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、法第37条の4第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に合致していない計画は不適合とする。

2)法第37条第2項に該当しない計画であることの審査 (法第37条の5第1項第2号)

当該公募対象施設による港湾区域の占用が第37条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

：港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3)法第37条の5第1項第3号の国土交通省令への適合性の審査 (法第37条の5第1項第3号)

公募対象施設等及びその維持管理の方法については、港湾法施行規則第3条の10に定める基準（「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」（以下「告示」という。）で定める事項を含む。）に適合することを審査する。審査にあたっては、技術ガイドライン等を参照すること。

【条文】

○港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）（抄）

（公募対象施設等及びその維持管理の方法の基準）

第三条の十 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
- 二 船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。

2 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該公募対象施設等を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
- 二 前号の結果その他の当該公募対象施設等の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。

3 前二項に規定するもののほか、公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

○公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第858号）（抄）

（公募対象施設等の設計）

第三条 公募対象施設等は、自然状況、利用状況その他の当該公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、当該公募対象施設等の要求性能（公募対象施設等に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を満足し、かつ、施工時に当該公募対象施設等の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。

2 公募対象施設等の設計に当たっては、当該公募対象施設等の設計供用期間（公募対象施設等の設計に当たって、当該公募対象施設等の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）を適切に定めるものとする。

3 公募対象施設等の設計に当たっては、施工及び維持を適切に行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（公募対象施設等の要求性能）

第四条 公募対象施設等の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

- 一 施工時及び供用時に当該公募対象施設等が置かれる諸条件に照らし、風圧、自重、土圧、水圧、変動波浪（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。）、水の流れ、当該公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高い地震動、

漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該公募対象施設等の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

二 設計津波（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、当該公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該公募対象施設等に大きな影響を及ぼすものをいう。）、当該公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される最大規模の強さを有する地震動等の作用による損傷等が、当該公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、当該公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。

三 海水、風雨等による腐食を防止する措置が講じられていること。

四 洗掘及び吸出しによる当該公募対象施設等を構成する部材の健全性への影響が当該公募対象施設等の安定性を損なうおそれがある場合にあっては、適切な措置が講じられていること。

五 当該公募対象施設等が倒壊した場合であっても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ 開発保全航路の区域

ロ 緊急確保航路の区域

ハ 規則第三条の七第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ 耐震強化施設（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に規定する耐震強化施設をいう。以下この条において同じ。）の区域及び当該耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある港湾施設の区域

2 前項に規定するもののほか、当該公募対象施設等の被災に伴い、耐震強化施設の機能を確保するための航路及び泊地における船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのある当該公募対象施設等の要求性能にあっては、レベル二地震動（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第六号に規定するレベル二地震動をいう。）等の作用による損傷等が、当該公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、当該公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

（公募対象施設等の性能照査の基本）

第五条 公募対象施設等の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び当該公募対象施設等の保有する性能の不確定性を考慮できる方法又はその他の方法であって信頼性の高い方法によって行われなければならない。

2 公募対象施設等の性能照査に当たっては、設計供用期間中に当該公募対象施設等が置かれる状況を考慮して、次の事項を行うことを基本とするものとする。

一 当該公募対象施設等が置かれる自然状況等を考慮して、作用を適切に設定すること。

二 二以上の作用が同時に生じる可能性を考慮して、作用の組合せを適切に設定すること。

三 材料の特性、環境作用の影響等を考慮して、材料を選定するとともに、その物性値を

適切に設定すること。

(自然状況等の設定)

第六条 規則第三条の十第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

- 一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。
- 二 風圧力の算定に用いる風については、風の長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した風速及び風向を適切に設定するものとする。
- 三 潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。
- 四 公募対象施設等の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。
- 五 構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる風及び波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間中に発生する風速、風向、波浪の波高、周期及び波向の相関頻度分布を適切に設定するものとする。
- 六 津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。
- 七 海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。
- 八 河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 九 漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。
- 十 地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。
- 十一 地盤の沈下の影響については、地盤条件をもとに、公募対象施設等の構造、載荷重及び当該公募対象施設等の周辺の状況を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 十二 地震動については、地震動の実測値又は推算値をもとに、時刻歴波形を適切に設定するものとする。
- 十三 地盤の液状化については、地盤条件をもとに、地震動による作用を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 十四 船舶の接岸による作用については、対象船舶（公募対象施設等の性能照査において、条件として用いる船舶をいう。）の諸元、公募対象施設等の構造、接岸方法、接岸速度等

を考慮して、適切な手法により設定するものとする。

十五 環境作用の影響については、公募対象施設等の設計供用期間、材料特性、自然状況、維持管理の方法その他の当該公募対象施設等が置かれる諸条件を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

十六 自重については、材料の単位体積重量をもとに、適切に設定するものとする。

十七 載荷重については、想定される公募対象施設等の利用状況等を考慮して、適切に設定するものとする。

(公募対象施設等の維持管理)

第七条 公募対象施設等は、設計供用期間にわたって要求性能を満足するよう、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。第九条第一項本文において「法」という。）第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画に従って、適切に維持管理されるものとする。

2 公募対象施設等の維持管理に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該公募対象施設等が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。

3 公募対象施設等の維持管理に当たっては、当該公募対象施設等の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時の点検及び診断を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。

4 公募対象施設等の維持管理に当たっては、当該公募対象施設等の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うものとする。

5 公募対象施設等の維持管理に当たっては、第三項の点検及び診断の結果その他の当該公募対象施設等の適切な維持管理に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。

6 公募対象施設等の維持管理に当たっては、当該公募対象施設等を安全に利用できるよう、運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策を適切に行うものとする。

(公募対象施設等の点検診断)

第八条 公募対象施設等の点検診断は、自然状況、利用状況その他の当該公募対象施設等が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。

2 公募対象施設等の定期的な点検診断は、適切な時期に行うものとする。

3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、適切な時期に行うものとする。

4 公募対象施設等の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

(危険防止に関する対策)

第九条 法第三十七条の七第一項に規定する認定計画提出者（法第三十七条の九の規定によりその地位を承継した者を含む。第十条において同じ。）は、第七条第六項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、次に掲げる対策を行うことを標準とする。

一 緊急時において当該公募対象施設等を安全な状態に維持するために必要な措置及び

当該措置の実施について責任を有する者の明確化

二 前号に掲げるもののほか、当該公募対象施設等を安全な状態に維持管理するために必要な運用規程の整備

2 前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される公募対象施設等の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。
(供用を停止した公募対象施設等)

第十条 認定計画提出者は、公募対象施設等の供用を停止したときは、港湾の開発、利用又は保全に支障を与えないよう、当該公募対象施設等を撤去するものとする。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設を同法第四十三条の二第一項の許可を受けて捨てる場合は、この限りでない。

(洋上風力発電設備等の要求性能)

第十一条 洋上風力発電設備及びその附属設備（以下この条において「洋上風力発電設備等」という。）の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。

二 洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、洋上風力発電設備等の一部を着色したものであること。

三 回転翼は洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。

四 洋上風力発電設備等の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものでないこと。

4)公募占用計画の提出者の審査（法第37条の5第1項第4号）

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として各港湾管理者の契約関連規則等を参考に定めることになる。地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加制限規定）の規定、会社の法的整理（破産法、民事再生法及び会社更生法関連）に関する規定、暴力団排除条例等の暴力団の影響排除に関する規定、市町村・都道府県民税等滞納事業者の応募資格制限等に関する規定等についても確認することが必要と考えられる。

なお、公募占用計画の提出前に資格審査を実施している場合にあっては、港湾管理者が通知した参加登録通知の提出を求め、それを確認するとともに、暴力団排除に関する誓約書を確認することとする。

また、当該発電設備を設置する水域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報の管理体制については、事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置、及び情報漏洩の防止を図るための措置が講じられているか等を確認することが望ましい。

3-1-2. 公募占用計画の評価、占用予定者の選定（法第37条の5第2項、第3項、第4項）

1) 評価（法第37条の5第2項）

第2段階では、法第37条の5第2項に基づき、第1段階の審査を通過した全ての公募占用計画について、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行うものとする。なお、評価にあたっては、法第37条の5第3項において、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するものと規定されていることから、港湾の開発、利用及び保全との調和を図るとともに、洋上風力発電事業の着実かつ安定的な事業の実現性等に着目して行うことが必要である。

また、港湾管理者は、公募占用計画の審査及び評価に先立ち、対象港湾での適正な洋上風力発電事業の概要を把握し、適切な審査及び評価を実施するために、評価の基準に関する事項については、事前に概略の事業性評価の検討を行うことが望ましい。事業性評価の確認にあたっては、下記の事項について検討を実施することが考えられる。

- : 概略の配置計画
- : 基数、発電量、売電価格、建設費等の簡易収支計算
- : 感度分析（設備利用率、占用料、建設費 等）

評価は下記のプロセスを参考に実施することが想定される。

- ① 評価基準に基づく公募占用計画の評価
- ② 公募占用計画の内容に関する質問書の送付
- ③ 上記に対する回答書の確認
- ④ プレゼンテーション、ヒアリングの実施

①～④の過程で港湾管理者からの質問に対する回答の過程で発生する公募占用計画への補足追加や記載事項の訂正は必要に応じて実施して差し支えない。また、①～③の評価結果を踏まえ、上位に評価された公募参加者に対し評価・選定委員会の委員によるヒアリング等を実施することも差し支えない。

なお、プレゼンテーション、ヒアリングは港湾管理者及び2人以上の学識経験者が実施することを基本とする。評価・選定委員会を設置し、委員会でプレゼンテーション、ヒアリングを実施することに差し支えない。

また、評価にあたっては、地方自治法に基づく競争入札制度を準用することが望ましい。

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取（法第37条の5第3項、第4項）

港湾管理者は、評価結果に基づき占用予定者を選定する。占用予定者を選定するにあたっては、2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならない。また、公募占用

計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る法第37条の4第3項に規定する事項が記載されている場合は、当該他の港湾管理者の意見を聞かなければならない。なお、占用予定者となる洋上風力発電事業者の選定に関しては、幅広い専門知識が必要になることから、学識経験者及び専門家等からなる評価・選定委員会を開催し、審査結果、評価結果を報告し、学識経験者等の意見を聴取することが望ましい。

3)通知（法第37条の5第5項）

港湾管理者は、公募占用計画の審査、評価により占用予定者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。また、その結果及びその理由について、速やかに港湾管理者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

4)その他（占用予定者の辞退等）

占用予定者の辞退等については、法律上は特段の定めはなく、港湾管理者は、認定前の繰上げが発生しないよう慎重に事業主体の選定を行うことが望ましい。

但し、占用予定者の公募占用計画に不備があった場合、または占用予定者が辞退した場合には、占用予定者を取消し、予め公募占用指針に定めた上で、適切な候補者がある場合には、他の参加者を繰り上げて占用予定者とするは差し支えない。

認定後に認定計画提出者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じ、再度公募を行うことが望ましい。

【条文】

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（占用予定者の選定）

第三十七条の五 港湾管理者は、前条第一項の規定により港湾区域内水域等を占用しようとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用が第三十七条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。
- 三 当該公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 港湾管理者は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十七条の三第二項第七号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

- 3 港湾管理者は、前項の評価に従い、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。
- 4 港湾管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者及び公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る前条第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 港湾管理者は、第三項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

3-2. 公募占用計画の認定 (法第37条の6)

港湾管理者は、占用予定者の選定、通知後、速やかに公募占用計画が適当である旨を認定し、認定したときは、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した港湾区域内の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

3-2-1. 公募占用計画の認定 (法第37条の6第1項)

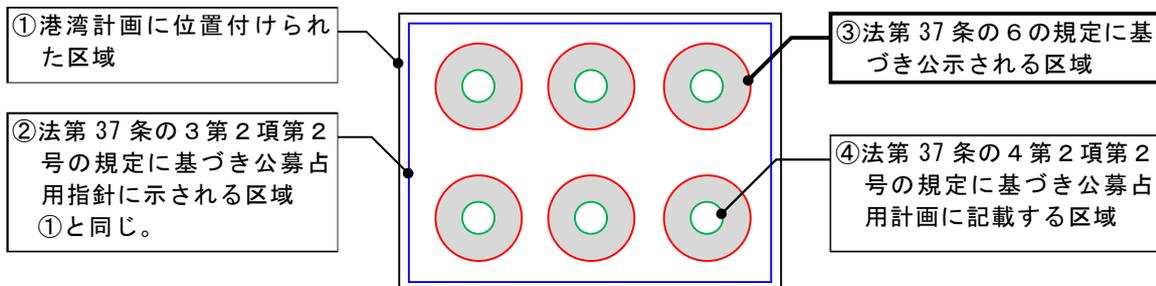
港湾管理者は、占用予定者を選定し、その旨を通知後、速やかに占用予定者が提出した公募占用計画を認定するものとする。

3-2-2. 認定の有効期間等の公示 (法第37条の6第2項)

港湾管理者は、公募占用計画を認定したときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した港湾区域内の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

なお、本規定に基づき公示する港湾区域内の区域は、法第37条の8第4項の規定により、認定計画提出者以外の者が占用許可の申請ができない区域となるため、占用許可が必要な区域を含めることが必要となるが、洋上風力発電設備の設置や維持管理に必要な区域を勘案し、占用予定者の意見も踏まえ指定する必要がある。

また、ここで指定する区域の全てが占用を許可する区域とはならないものの、認定計画者以外の者の占用の申請を制限することとなることに留意して、指定する区域は必要最小限にすべきであり、また、建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を柔軟に変更することを考慮すべきである。



図—6 法第37条の6の規定に基づき公示される区域等のイメージ

【条文】

○港湾法 (昭和25年法律第218号) (抄)

(公募占用計画の認定)

第三十七条の六 港湾管理者は、前条第五項の規定により通知した占用予定者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 港湾管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

3-3. 認定公募占用計画の変更（法第37条の7）

港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画の変更の認定の申請があった場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を与えることがないか等、法第37条の7第2項に定める基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定を行うことができる。なお、計画認定後に実施される環境影響評価、風況や地盤等の調査結果に基づき公募占用計画の変更が想定されるので、当該変更には柔軟に対応することが求められる。

なお、公募占用計画の変更の認定にあたっては、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切な者を選定したことを踏まえつつ公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

3-3-1. 認定公募占用計画の変更（法第37条の7第1項）

公募占用計画の認定後、認定計画提出者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合が想定される。

認定公募占用計画の変更にあたっては、港湾管理者の認定を受けなければならない、認定計画提出者からの変更の申請を受けた港湾管理者は、港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を与えることがないか、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第37条の7第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。

認定公募占用計画の変更が想定される段階は次のとおり。

：認定計画提出者がSPCを設立する段階

- －公募占用計画提出時は、SPCは設立されておらず、認定計画提出者はコンソーシアムの代表企業。
- －認定計画提出者は、当該計画認定後、各種調査、関係者調整が整い、プロジェクトファイナンスの目処が立った段階でSPCを設立。
- －SPCの設立時点で、事業実施主体が変更となるため、認定公募占用計画の変更が必要。

：公募占用計画の認定後、各種調査、電気事業法等の法定手続き等が完了するなど、詳細な事業計画を策定し、建設を開始できる体制が整った段階

- －建設を開始できる体制が整った段階では、洋上風力発電設備等の設計や配置計画等が定まり、占用許可が必要となる詳細な区域等も定まっているものと考えられるため、認定公募占用計画の変更が必要。

：事業実施体制の変更

- －応募企業、代表企業、構成員又は協力企業の変更、承継及び議決権株式の売却等による事業実施体制の変更があった場合。

: 資金計画、収支計画の変更

- －増資や債権発行、撤去資金の積立方法の変更等、当初提出の資金計画や収支計画に変更があった場合

: 技術の向上に伴う変更

- －風力発電にかかる技術の向上に伴い構造や工事又は維持管理の方法、運営方法等に変更があった場合

3-3-2. 変更を認める場合の基準（法第37条の7第2項）

港湾管理者は、認定計画提出者から計画変更の認定の申請があったときは、法第37条の7第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をするものとする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、事業実施主体の変更など、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要である。

また、変更にあたっては学識経験者または評価・選定委員会の意見を聴取した上で、変更の認定を行うことも考慮すべきである。

1) 法第37条の5第1項第1～3号までに掲げる基準への適合（法第37条の7第2項1号）

第1の基準として、港湾管理者は、変更後の公募占用計画が第37条の5第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認することを基本とする。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（法第37条の5第1項第1号）

- －法第37条の4第2項に示された公募占用指針の各項目について、下記の例示にあるような、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

＝目的、区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更

＝構造や工事実施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更

＝その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 法第37条2項に該当しないこと（法第37条の5第1項第2号）

- －港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

③ 公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令の基準に適合していること（法第37条の5第1項第3号）

【参考条文】

・第37条の5第1項第1号から第3号までに掲げる規定は以下の通りである。

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（占用予定者の選定）

第三十七条の五 港湾管理者は、前条第一項の規定により港湾区域内水域等を占用しようとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用が第三十七条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。

三 当該公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。

（以下略）

・第37条の5第1項第2号に記載の第37条第2項の許可をしてはならない場合とは以下の通りである。

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（港湾区域内の工事等の許可）

第三十七条（略）

2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。

3～6（略）

2)公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第37条の7第2項2号）

第2の基準として、港湾管理者は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認することを基本とする。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情として想定される場合は下記のとおり。

：新たな技術的知見により工事方法等の変更が妥当な場合

：技術革新等により施設等の変更が妥当な場合

：SPCの設立、役員変更等により事業実施体制が変更される場合

：港湾管理者等の公的機関側からの要請等による変更が妥当な場合

：自然災害や不発弾等の発見など事業者の責によらない事象等による変更が妥当な場合

：気象、海象による事業遅延が妥当な場合

：環境影響評価の結果による変更が妥当な場合

- : 電力系統の受入や当該港湾の関係者との調整等による変更が妥当な場合
- : 風車メーカー側からの契約解除の申出等による主要製品の変更が妥当な場合
- : 設計図書と工事施工環境の乖離等により施工事業者側から契約変更等の申出等による施工方法の変更が妥当な場合 等

3-3-3. 他の港湾管理者の意見の聴取（法第37条の7第3項）

港湾管理者は、変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第37条の4第3項に規定する事項が記載されているときは、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

3-3-4. 認定公募占用計画の変更内容の公示（法第37条の7第4項）

港湾管理者は、変更の認定をしたときは、当該認定をした日、認定の有効期間、指定した港湾区域内水域等の区域、占用の期間及び変更の内容について公示しなければならない。

【条文】

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（公募占用計画の変更等）

第三十七条の七 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者という。」）は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならない。

2 港湾管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が第三十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 港湾管理者は、第一項の変更の認定をする場合において、当該変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

4. 占用公募を行った場合における占用許可

4-1. 認定計画提出者及び港湾管理者の義務（法第37条の8）

認定計画提出者である洋上風力発電事業者は、認定公募占用計画に従い、各種調査・協議・調整を行ったうえで、洋上風力発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

本規定に違反することなく、認定計画提出者である洋上風力発電事業者から認定公募占用計画に基づき占用の許可の申請があった場合においては、港湾管理者は港湾区域の占用の許可を与えなければならない。

なお、占用の許可の期間中であっても、認定公募占用計画に従った洋上風力発電設備の設置や維持管理が実施されず、港湾管理者により認定公募占用計画の取消しがなされた場合にあつては、占用の許可も取消しとなる。

4-1-1. 認定計画提出者の責務（法第37条の8第1項）

認定計画提出者は、法第37条の8第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、公募対象施設等の設置、維持管理を行わなければならない。

そのため、認定計画提出者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等に必要となる各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事実施の方法等に従って洋上風力発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、認定計画提出者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合にあつては、港湾管理者は法第37条の10の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など法第37条の7に規定する基準に適合する場合にあつては、認定計画提出者からの申請により当該計画の変更が可能となるため、取り消しの判断にあたっては、遅延した経緯等を事前に確認することが必要と考える。

なお、事業実施にあたっては、技術ガイドライン等、「港湾工事安全施工指針」（一般社団法人日本埋立浚渫協会 国土交通省港湾局監修）等を参考にすることが必要と考える。

4-1-2. 占用許可及び占用料（法第37条の8第2項、第3項）

1) 占用許可（法第37条の8第2項）

港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき港湾区域の占用の許可の申請があった場合にあつては、占用の許可を与えなければならない。

占用許可の標準的な許可期間は引き続き最長10年とするが、占用の許可期間の終

了前に認定計画提出者から占用許可の更新にかかる申請があった場合、港湾管理者は、認定の有効期間の範囲内において、占用の許可を与えなければならない。

ただし、認定計画提出者が上記4-1-1に規定する責務を果たさず、また、詐欺その他不正な手段により公募占用計画の認定を受けていたことにより、港湾管理者が法第37条の10の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、法第37条10第3項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

そのため、港湾管理者においては、占用の更新を許可する場合はもちろんのこと、事業実施期間中に年間1回以上の定期的な報告を求めるなど、認定計画提出者が公募占用計画に従って洋上風力発電設備の維持管理等を実施しているかを確認することが望ましい。

なお、認定有効期間終了後における港湾区域の占用について、洋上風力発電設備を所有する事業者から占用の許可の更新にかかる申請がなされた場合、占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法第37条第2項で定める規定に抵触しない限りにおいて、標準的な期間である最長10年の占用を許可することは、法制度上妨げるものではない。また、一般海域の運用指針においては、漁業者など地元関係者の理解や安全性の確保等を前提に、公募占用計画の認定終了後も当該事業者が占用を希望する場合、原則として、海洋再生整備法第13条第1項に基づく許可を行うものとしており、一般海域と同様の対応を取ることが望ましい。

そのため、認定有効期間の終了後においても、港湾の利用等に支障が生じないことが認められる場合は、占用を更新することが可能である旨を、あらかじめ公募時に示すことに差し支えはない。占用の更新を許可する場合にあっては、風力発電施設の法定耐用年数が17年であること、固定価格買取制度やFIP制度の調達期間が20年であることを踏まえ、適切に占用許可期間を設定することが必要である。なお、占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとする。

また、占用許可の条件に基づき認定計画提出者に認定公募占用計画の変更等について協議する場合は、学識経験者等からなる委員会を設置し、その委員会の意見を参考にすることなどが考えられる。

2) 占用料 (法第37条の8第3項)

港湾区域等の占用料については、条例等で定めるところにより徴収することができる旨法第37条の4項に規定されているが、占用公募制度により占用の許可を与えた場合にあっては、法第37条第4項の規定にかかわらず、認定公募占用計画に記載された占用料の額を徴収することとなる。

なお、当該占用料が条例等の変更により、条例等で定める額を下回る場合にあっては、条例等で定める額を占用料として徴収することとなる。

① 占用面積の算定方法

占用面積の算定方法については、洋上風力発電設備の投影面積（ロータが旋回する空間の投影面積を含む。）を対象とすることが考えられる。

② 占用料金の設定

各港湾において占用料金（単価）は施設又は用途ごとに設定されていることが多いが、洋上風力発電設備がその用途について個別に定められている例は少ない。よって、港湾管理者は、公募占用指針において、洋上風力発電設備の設置が占用料金を定めた条例等のどの用途に該当するかについて明示することが適切と考えられる。

なお、今後、洋上風力発電等の再生可能エネルギーを港湾内に導入する意向を有する港湾管理者は、その用途に係る占用料金を具体的に条例等に定めていくことも考えられる。

4-1-3. 認定計画提出者以外の占用の禁止（法第37条の8第1項）

認定計画提出者以外の者は、法第37条の6の規定により、港湾管理者が公募占用計画の認定をした（当該計画の変更の認定をした場合を含む。）ときに公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。

この第三者による占用の許可申請を排除している区域は、洋上風力発電設備により占用している空間は対象にすべきであるが、当該設備の設置及び維持管理等に支障がないように港湾管理者が指定し公示した区域については、認定計画提出者との協議などにより、柔軟に変更しても差し支えはない。

なお、港湾管理者が指定し公示した区域以外で洋上風力発電設備の周辺海域を第三者が占用する場合、洋上風力発電事業に支障が生じないよう、配慮が必要である。

【条文】

○港湾法（昭和25年法律第218号）（抄）

（公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等）

第三十七条の八 認定計画提出者は、第三十七条の六第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた公募占用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従つて公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。

2 港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき第三十七条第一項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えなければならない。

3 港湾管理者が前項の規定により第三十七条第一項の許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、同条第四項の規定にかかわらず、認定公募占用計画に記載された占用料の額（当該額が第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定

める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該規程で定める額)とする。

- 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第三十七条の六第二項の占用の期間(前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の占用の期間)内は、第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域(前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域)については、第三十七条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。)の申請をすることができない。

4-2. 工事の実施等にあたっての許可(港湾法施行規則第3条の4)

4-2-1 工事の実施等にあたっての許可(港湾法施行規則第3条の4第4号)

洋上風力発電設備の設置にあたり、港湾区域の占用許可を受けようとする者は、港湾法施行規則第3条の4第4号の規定により、港湾管理者が必要と認める書類を港湾管理者に提出する必要がある。

港湾管理者は、本規定に基づき、占用許可にあたって確認しておく必要があると認める書類を、認定計画提出者に通知し、提出された書類が認定公募占用計画と適合しているか確認することが必要である。

【条文】

○港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)(抄)

(港湾区域内等における技術基準対象施設の建設等の許可)

第三条の四 法第三十七条第一項の港湾管理者の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類(技術基準対象施設(法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。)の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。)を港湾管理者に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能(技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。以下同じ。)

ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める書類

- 2 前項の規定は、法第三十七条第三項の規定により港湾管理者と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と読み替えるものとする。

5. 地位の承継、認定の取消

5-1. 地位の承継 (法第 37 条の 9)

法第 37 条の 9 に基づき、認定計画提出者の一般承継人または洋上風力発電設備の所有権等を取得したものは、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

但し、地位の承継の承認にあたっては、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切な者を選定したことを踏まえつつ公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

5-1-1. 地位の承継 (法第 37 条の 9)

法第 37 条の 9 に基づき、下記の 1) または 2) に掲げる者は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

洋上風力発電事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平素における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、港湾の開発、利用又は保全に支障がないか審査することが必要である。

なお、承認を与える場合にあっては、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として、従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

また、公募占用計画にあらかじめ記載した SPC への事業実施体制の移行は、当該地位の承継には該当しないことに留意することが必要である。但し、SPC の筆頭出資者に変更がある場合は除く。

1) 認定計画提出者の一般承継人 (法第 37 条の 9 第 1 号)

港湾管理者は、相続・合併・分割により、認定計画提出者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることが無い限りにおいて、その承継を承認することとする。

2) 洋上風力発電設備の所有権等を取得したもの (法第 37 条の 9 第 2 号)

認定計画提出者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた施設又は工作物の所有権その他当該施設又は工作物の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、港湾管理者は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることが無いこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

【条文】

○港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抄）

（地位の承継）

第三十七条の九 次に掲げる者は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた施設又は工作物の所有権その他当該施設又は工作物の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者

5-2. 計画の認定の取消し（法第 37 条の 10）

港湾管理者は、認定計画提出者が認定公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理を実施していない場合、また、詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたときにあたっては、当該計画の認定を取り消すことができる。

5-2-1. 認定の取消し（法第 37 条の 10）

港湾管理者は、変更を認定したものを含め、法第 37 条の 10 第 1 項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- ① 認定計画提出者である洋上風力発電事業者が法第 37 条の 8 第 1 項の規定に基づき設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- ② 認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。

当該規定に基づき、認定を取り消した場合は、認定公募占用計画に基づき与えられた港湾区域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、取り消しの判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することが必要と考える。

【条文】

○港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抄）

（計画の認定の取消し）

第三十七条の十 港湾管理者は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定計画提出者が第三十七条の八第一項の規定に違反したとき。
- 二 認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。
- 2 港湾管理者は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定により計画の認定が取り消されたときは、当該計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第三十七条第一項の許可は、その効力を失う。

【参考条文】

○港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抄）

（公募を行つた場合における港湾区域内水域等の占用の許可等）

第三十七条の八 認定計画提出者は、第三十七条の六第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた公募占用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従つて公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。

2～4 （略）

6. 罰則

6-1. 罰則 (法第 61 条、法第 62 条)

地方公共団体の職員等が公募占用計画の認定に関し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為は、法第 61 条の規定に基づき処罰の対象となる。

また、偽計又は威力を用いて占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、法第 62 条の規定に基づき処罰の対象となる。

占用公募により公募占用計画を認定する場合には、手続きの公正性を確保する必要がある。

そのため、地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、公募占用計画の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すことや当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること、又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、法第 61 条の規定に基づき、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処することとなる。

また、偽計や威力を用いて、港湾管理者の正当な判断を誤らせるなど占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、法第 62 条の規定に基づき 3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなる。

【条文】

○港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抄）
（罰則）

第六十一条 地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、第三十七条の六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「占用公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。